



皆さんこんにちは、今年度は、県内で約560組織が期間の終了を迎えます。国から7年度の制度の変更を考え、希望する組織は、1年延長の措置が取られることとなりました。それでも、約460組織の認定及び再認定となる予定です。毎年ご案内しているように、年度終了に伴い活動期間の終了も同時に迎える組織については、必ず「地域資源管理構想」を提出してください。

5年間で一旦終了組織

1年間延長する組織

地域資源管理構想の提出について

・「地域資源管理構想」は、5年間の期間終了時まで提出することが必須要件となっています。(提出しない場合は、交付金の全額返還となります。)

注意する点

・「地域資源管理構想」は、期間終了時まで提出することが必須要件となっていますので、1年延長の最終日までに提出します。(R7年3月31日。)

・加算措置の「更なる増進、広域化・体制強化に対する支援を受けている場合は、R6年度は、摘要されません。

・加算措置の「田んぼダム」に取り組んでいる場合は、R6年度も摘要されます。

ただし、R6年度(事業終了時)に加算要件を満たしていない場合加算の始期に遡及し、返還となります。

・新規組織として取り組んだ場合R6年度の資源向上(共同)の単価が今年度までの100%から75%になります。

■ 地域資源保全管理構想

○○地区地域資源保全管理構想
(○年○月作成)

1. 地域で保全管理していく農用地及び施設

(1) 農用地

田	○a
畑	○a
草地	○a

(農用地の範囲・位置は別紙のとおり)

(2) 水路、農道、ため池

水路	○km(開水路 ○km、パイプライン ○km)
農道	○km
ため池	○箇所

(施設の範囲・位置は別紙のとおり)

(3) その他施設等

鳥獣害防護柵	○箇所
防風林	○箇所
防風ネット	○箇所

(施設の範囲・位置は別紙のとおり)

2. 地域の共同活動で行う保全管理活動

(1) 農用地について行う活動

・遊休農地等の発生状況の把握	毎年1回(5月)
・遊休農地発生防止のための保全活動	毎年1回(6月)
・畦畔・農用地法面の草刈	毎年1回(5月)
・異常気象時の見回り	洪水、台風、地震等の発生後
・応急措置	点検結果に応じて実施時期を決定

(活動の範囲は別紙のとおり)

(2) 水路、農道、ため池について行う活動

1) 水路	
・水路の草刈	毎年3回(6月、8月、9月)
・水路の泥上げ	毎年1回(4月)
・施設の適正管理(かんがい期前の注油)	毎年1回(4月)
・異常気象時の見回り	洪水、台風、地震等の発生後
・応急措置	点検結果に応じて実施時期を決定

(活動の範囲は別紙のとおり)

2) 農道

・路肩、法面の草刈	毎年3回(6月、8月、9月)
・側溝の泥上げ	毎年1回(4月)
・施設の適正管理(農道の路面維持)	点検結果に応じて実施時期を決定
・異常気象時の見回り	洪水、台風、地震等の発生後
・応急措置	点検結果に応じて実施時期を決定

(活動の範囲は別紙のとおり)

(3) その他施設について行う活動

・鳥獣害防護柵の適正管理	毎年3回(6月、8月、9月)
・防風林の枝払い	毎年1回(4月)
・防風ネットの適正管理	毎年1回(4月)

(活動の範囲は別紙のとおり)